

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

1. サービスの内容

介護予防通所リハビリテーションは、利用者の心身の機能回復および介護状態になることの予防を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。サービス提供にあたっては、別添えの「介護予防通所リハビリテーション計画書」に沿って計画的に提供します。

2. 通所リハビリテーションの概要

利用時間	2 時間以上	2 時間未満
事業所名	医療法人宗斉会 須波宗斉会病院 通所リハビリテーションなのはな	
所在地	三原市須波ハイツ 2 丁目 2 番 5 号	
電話	(0848)69-2177	
介護保険指定番号	3410911196	
代表者	理事長 有本 之嗣	
休業日	日曜・5 月連休・8 月お盆(運営規定による) 12 月 30 日～1 月 3 日	日曜・祝日・8 月お盆(運営規定による) 12 月 30～1 月 3 日
営業時間	8:30～17:00	8:30～17:00 (土)8:30～12:00
サービス提供時間	9:30～16:00	8:30～16:00 (土)8:30～12:00
サービス提供地域	三原市・竹原市	
サービス内容	送迎・食事・入浴・相談助言 日常生活上の援助・運動機能向上指導 栄養改善指導・口腔機能向上指導	送迎・相談助言 日常生活上の援助・運動機能向上指導 口腔機能向上指導
職員体制	理学療法士 3 名 言語聴覚士 1 名 介護福祉士 5 名 介助員 2 名 管理栄養士 2 名 常勤・非常勤・専従・兼務を含む	理学療法士 5 名 作業療法士 3 名 介護福祉士 1 名 常勤・非常勤・専従・兼務を含む

3. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際にはあらかじめ定めた「介護予防通所リハビリテーション記録書」等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「介護予防通所リハビリテーション計画書」の内容に沿ってサービス提供の状況、目標達成等の状況に関する「介護予防通所リハビリテーション記録書」を作成して、利用者に説明します。
- (3) 事業者は、前項「介護予防通所リハビリテーション記録書」その他の記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します

4. サービス提供の責任者

氏名 きよちか りょうすけ
清親 亮介

電話 (0848)69-2177

5. 利用者負担金

- (1) 料金が発生する場合月ごとの精算とし、毎月15日までに先月分の請求をいたしますので、請求書の発行後現金もしくは郵便局口座よりの引き落としにてお支払い下さい。
- (2) 介護保険外サービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合も含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅予防サービス計画を作成する際に地域包括支援専門員もしくは委託先の居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (3) 利用料

要介護度	1割負担	備考
要支援1	2,268 円	一ヶ月につき 週1回利用
要支援2	4,228 円	一ヶ月につき 週1回利用
サービス提供体制強化加算 (I)	支援 1 88 円	一ヶ月につき
	支援 2 176 円	
一体的サービス提供加算	480 円	一ヶ月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20 円	半年に1回
処遇改善加算 I	6.6%	一ヶ月につき
以下実費		
入浴雑費	110 円	1回につき
食費	600 円	1食につき
おやつ代 (午後から利用、短時間除く)	100 円	1回につき
リハビリパンツ	150 円	1枚につき
尿取りパッド	30 円	1枚につき

*介護保険対象外の費用は回数分請求いたします。その他は回数に関わりなく、利用翌月に請求されます。

*入浴雑費、食費は利用料と一緒に請求いたします

*リハビリパンツ、尿取りパッドはその都度請求させていただきます。

6. 事故発生時の対応

- (1) 必要な措置を講じます。(救急車の手配、医師への連絡等)
- (2) 事業者は事故が発生した報告を、速やかに市町村、利用者の家族等に行います。
- (3) 当事業所の過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額させていただきます。
- (4) 当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。
 - ・加入保険会社名：損害保険ジャパン
 - ・保険の内容：医師賠償責任保険（日本病院会病院賠償責任保険）

7. その他

- (1) サービス事業者に対する贈り物、飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (2) 個別リハビリは 20 分以下となります。
なのはな室：祝日及び理学療法士 1 人勤務の場合、リハビリ回数による選別、リハビリ時間短縮または集団リハビリとなる場合があります。祝日の言語聴覚療法は行えません。
- (3) 風邪症状がある場合、感染予防の観点から、なのはな利用は中止し病院受診をお願いいたします。コロナウイルス、インフルエンザウイルスに感染した場合はご連絡ください。
- (4) 大雨、大雪、台風等災害時にサービスを中止させていただく場合があります。中止の場合は、午前 7～8 時の間にご連絡いたします。又臨時でお休みする場合は、前もってお知らせします。
- (5) 診療情報提供について、主治医より利用初月と必要時診療情報を提供していただきます。診療情報提供は保険負担割合に応じた料金が発生します(1 割負担の場合¥250)。
- (6) ご利用当日は緊急の場合、須波宗齊会病院を受診します。緊急の場合を除き病院受診は行えません。また介護保険規約上受診後の利用は出来ません。
- (7) 送迎時間が予定よりかなり遅れる・早くなる場合にのみ電話でご連絡します(10 分程度前後する場合を除く)。契約時の送迎時間は変更になる場合があります。送迎時間が変更となる場合は、その都度お知らせします。送迎は原則として自宅までとなっております。緊急の場合を除き、途中下車は出来ません。
- (8) 飲食物の持ち込みは、治療、誤飲防止の観点から原則禁止させていただきます。また、食中毒防止の観点から昼食、3 時のおやつの持ち帰りもご遠慮下さい。
- (9) 持ち物(杖、靴、鞆、服等)、お薬の袋にはお名前の記載をお願いいたします。
- (10) 利用料以外の現金は盗難防止の観点から持ってこられない様をお願いいたします。やむを得ない場合は、最小限でお願いいたします。
- (11) 当事業所内での物のやりとりはトラブルの原因となりますのでご遠慮下さい。
- (12) 食事を 10 時までにキャンセルできなかった場合、食事料金を請求させていただきます。
- (13) ご利用時の席は固定できません。
- (14) 転倒防止、清潔面の確認等でトイレ介助をさせていただく場合があります。
- (15) 歯ブラシは、ご自宅でも衛生面の管理をして下さい。汚れた場合または 1, 2 か月に一回交換をお願いいたします。

8. 事業計画、サービス提供記録等の閲覧

事業計画やサービス提供記録等に関して、利用者もしくは利用希望者とその家族が希望される場合には、いつでも閲覧することができます。希望される方は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員まで提出してください。

9. 非常災害時の対応

- (1) 非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、事業所の見やすい場所に掲示します。
- (2) 前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 非常災害に備え、須波宗斉会病院内に飲料水、日用品等の備蓄2日分程度を常備しています。

10. 衛生管理等

- (1) 「介護職員のための感染症対策マニュアル」に則って、感染対策を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

11. 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に当該施設従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

12. 身体的拘束適正化について

原則として利用者に対して身体拘束を行わないものとします。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者または家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行います。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行うこととし、議論を行い、早期に拘束を解除する努力します。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメント対策の強化

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環

境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていきます。またカスタマーハラスメント(利用者やその家族などからの著しい迷惑行為)の防止にも取り組みます。職員の心身に危害が生ずるおそれがある場合であって、その危害の発生、再発生を防止することが著しく困難な場合、当該従事者ないし事業所が利用者へサービス提供することが困難となった場合は契約解除を行う事があります。

15. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、つぎの窓口で対応いたします。

医療法人宗斉会 須波宗斉会病院 通所リハビリテーションなのはな サービス提供責任者 清親 亮介	三原市須波ハイツ2-2-5 電話番号 (0848) 69-2177 FAX番号 (0848) 69-2172 受付時間 8:30~17:00
三原市介護保険相談窓口 高齢者福祉課	三原市港町3-5-1 電話番号 (0848) 67-6240 受付時間 8:30~17:15
竹原市介護保険相談窓口 介護福祉係	竹原市中央5-1-35 電話番号 (0846) 22-7743 受付時間 8:30~17:00
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	広島市中区白島町19-49 電話番号 (082) 554-0782 受付時間 8:30~17:15